

平成21年5月28日

各 位

大阪府中央区北浜二丁目1番10号
光世証券株式会社
取締役社長 巽 大介
(東証・大証第一部 コード番号：8617)
問い合わせ先：取締役小河伸二
TEL 06-6209-0820

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役ならびに従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

なお、取締役、監査役に対する新株予約権の無償発行は、金銭でない報酬に該当し、またその額が確定していないため、その算定方法についても承認を求める議案を、下記のとおり平成21年6月26日開催予定の当社第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値向上に資することを目的として、ストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当の対象者

当社の取締役、監査役および従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式500,000株を上限とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

500 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株、ただし、(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。)に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」という。) の属する月の前月各日 (取引が成立しない日を除く。) における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値 (取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値) を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行 (新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。) を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合のほか、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

ただし、④ に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

④ この他の条件は、本総会の決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

上記(9)①に記載のとおり。

(12) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(13) 取締役会への委任

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項および細目事項については、取締役会決議により決定するものとする。

(注) 上記の決定は、平成21年6月26日開催予定の当社第49回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上